



令和3年1月15日
豪雪災害対策本部

災害救助法による救助の実施期間を延長します

今般の豪雪に対し、災害救助法による障害物の除去（要援護世帯等の雪下ろし）を実施していますが、引き続き、障害物の除去が必要な状況にあることから、下記のとおり実施期間を延長することとしました。

この延長により、実施期間は次のとおりとなります。

- | | |
|------------|--|
| 1 適用市町村 | 長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、
妙高市及び上越市 |
| 2 延長前の実施期間 | 令和3年1月10日～1月19日のうち必要な期間 |
| 3 延長後の実施期間 | 令和3年1月10日～1月31日のうち必要な期間
(延長期間：12日間) |

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 宗村
(直通) 025-282-1601
(内線) 6410